

第2章 計画の目標

第1節 総合目標

豊かな心で よりよく生きる おおいたの青少年 ～家庭・地域・学校がつながり 育つ・育てる・育ちあう～

大分の全ての青少年が、安全で安心な環境の中で、豊かな心を持ち、規範意識や社会性を身につけ、個性や創造性を発揮してよりよく生き、次代を担うことを目指します。

目指すべき青少年像を具体化していくために、①家庭・地域・学校がつながり、いきいきして自立した心豊かな青少年の自己形成を支援する社会、②青少年の育成を通して親や大人が育つ社会、③人が人を育てながら地域社会が育つ社会、④県民が一体となって青少年を見守り応援し育てる社会、⑤大人と青少年が相互に協力・協働して皆が育ちあう社会の実現に向けて、次代を担う大分の青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進します。

第2節 基本目標

現代の社会は、個人の自己実現を重視する社会であることから、青少年を育成保護施策の対象としてのみ捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として位置づけ、大人と共に生きるパートナー、次代を担う自立した個人として捉え、総合目標の達成に向けて、以下の3点を基本目標と定め取組を進めます。

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

基本目標Ⅱ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

基本目標Ⅲ 個別の対応を必要とする青少年への支援

第3節 政策の概要

基本目標を実現するために、以下の考え方に基づいて政策を定めます。

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

政策1 青少年の健全育成・自己形成支援

基本的な人格形成の場である家庭を中心に、家庭・地域・学校等が相互に協力しながら、青少年が体験活動等を通して、多様な価値観に触れる機会を充実するとともに、超スマート社会（Society5.0）にも対応し、自ら学び、考え、主体的に判断する力や、たくましく生きるための基礎学力、健康・体力等の「生き抜く力」を身につけさせます。

そして、様々な課題に積極的かつ柔軟に対応するなど、社会人として自立できるような人材が育つよう自己形成支援に取り組みます。

政策2 多様な活動・社会形成・社会参加支援

青少年が自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップ等を育むため、青少年が社会を形成する主体であることを認識し、人権教育、環境教育等様々な学習や、スポーツ・芸術文化活動等の体験活動、奉仕活動等の社会参加活動の場を充実するなど、青少年が円滑な社会生活を営み、いきいきと社会参加できるよう支援します。

政策3 社会にはばたく力の養成・環境づくり

青少年を取り巻く就労環境が厳しい現代社会において、家庭・地域・学校・産業界等の連携のもと、発達の段階に応じた組織的・体系的なキャリア教育を推進します。

また、青少年がいきいきと働き、個性と能力を十分に発揮できるような職場環境づくりを促すとともに、産業界と連携を強化し、本県産業を支える人材の育成を図ります。

基本目標II 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備**政策4 地域社会・関係機関の連携・協働**

家庭・地域・学校・職場等が相互に連携・協働して、「協育」ネットワークづくりを進め、青少年の生活の場に応じた取組を行うことにより、社会が一体となって青少年の自己成長を支援する社会環境づくりを推進します。

あわせて、コミュニティスクール（学校運営協議会）の更なる普及促進を通じて、「地域とともにある学校」を充実し、学校運営協議会と「協育」ネットワークの一体的促進を図ります。

政策5 子育て支援等の充実

子どもが健やかに育つ社会を実現するため、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びが感じられる環境づくりを進めます。

あわせて、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等化を図るなど、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活についても安定させます。

また、子どもの居場所としての「子ども食堂」が継続的に運営できるよう支援します。

政策6 多様な担い手の育成

青少年活動に携わるNPO、企業等関係団体と県や市町村が緊密に連携し、幅広い分野で活躍する次代を支えるリーダーの育成や資質向上を図ります。

また、青少年の体験活動の場となる青少年団体活動の活性化に向け、SNS・HP等を活用して活動内容等を広報し、活動の横展開を図るとともに、各団体の活動に対する経費助成の支援等に取り組みます。

基本目標III 個別の対応を必要とする青少年への支援**政策7 青少年の状況に応じた個別の支援**

いじめや不登校、ニート、ひきこもり等社会生活を円滑に営むうえでの困難を有

し、個別の対応が必要な青少年や家族への支援は多岐にわたることから、教育、福祉、保健、医療、矯正、更正保護、雇用等様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じて適切に支援を行うことなどにより、青少年の社会的な自立を進めます。

また、障がいのある子どもやその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、市町村と児童発達支援センターが連携して、多面的な支援を行います。

政策8 青少年の被害・加害防止と保護

青少年が犯罪等の被害にあわないためには、保健、福祉、警察、教育、労働等あらゆる関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であるため、関係機関が相互に協力して青少年の被害・加害を防止します。

また、通学路等の管理者、地域住民、保護者、学校等の管理者、警察等が相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するとともに、各学校の安全管理マニュアルの改善等を通じて、学校内外の安全確保を図ります。

政策9 青少年を取り巻く有害環境等への対応

少年を有害情報から守り健全な育成につなげるため、青少年にとって有害な環境を浄化する取組と並行して、青少年が主体的にルールやマナーを学び考える機会を充実することにより、スマートフォン等により安全で安心してインターネットやSNS等を利用できる環境整備を進めます。

あわせて、青少年だけでなく、低年齢層の子どもの保護者をはじめとして大人が、インターネット等の適切な活用方法を身につけるよう、情報モラルやリテラシーに関する教育や啓発を推進します。

第4節 体系図

